

熊本県公共関与管理型最終処分場建設工事

入札資料に関する 質問に対する回答書

第 1 回

平成24年6月14日

財団法人 熊本県環境整備事業団

1. 入札公告への質問に対する回答

No.	頁	項目	質問	回答
1	3	第2 1 (6) 設計責任者としての 実務経験の証明	設計責任者として10年以上の実務経験を有しておりますが、これを証明する資料としては、本人の経歴書でよろしいでしょうか？ご指示下さい。	可とします。
2	3	第2 1 (9) イ 監理技術者資格証 について	配置予定技術者が監理技術者資格者証の発行申請を行っていますが、資格者証の交付が6/27までの申請に、間に合わなかった場合は発行申請書類の控えを添付することで認めていただけるでしょうか？	競争参加資格確認申請時点で資格者証を有していない者は、監理技術者とは認められません。

2. 入札説明書への質問に対する回答

No.	頁	項目	質問	回答
3	2	第1章第1節8(1) 受注者の業務範囲	関連業務である支援について、関係機関との協議は業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	関係機関との協議は発注者が行いますが、協議内容により受注者の同席は業務範囲内です。
4	3	第1章第1節8(1)1 関連業務	「申請及び協議に関する支援」とあり、これについては申請書等の作成業務と考えておりますが、協議出席も必要でしょうか。また許可等についての協議スケジュールをご教授ください。	協議内容により受注者の出席は業務範囲内です。 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業に係る整備計画書の提出及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請を平成24年12月中、廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金に係る交付申請を平成25年度初めに予定しています。その他の許認可等については、順次実施していきます。
5	3	第1章第1節8(1)1 関連業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請及び協議に関する支援、森林法に基づく開発行為許可・完了申請及び協議に関する支援	事前協議は実施されていますか。実施されている場合、協議資料・結果（設計条件や、許可までのスケジュール等）を提示して下さい。	事前協議は実施していません。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可の申請から許可までの標準処理日数は、土日祝日を除き90日間とされています。 また、森林法に基づく開発行為許可の申請から許可までの標準処理日数は、80日間とされています。
6	3	第1章第1節8(1)1 関連業務	「森林法に関する支援」とありますが、これについて地域森林計画対象民有林の面積と保安林の面積をご教授ください。	要求水準書添付図面の図面番号43（造成森林図）を参照してください。 なお、保安林はありません。
7	3	第1章第1節8(1)1 関連業務	「都市計画法 開発許可に関する支援」とありますが、これについて32条 公共施設管理者協議の協議先リストを開示していただけないでしょうか（道路、河川、下水道、水道、消防等）。また管理者等との事前協議は行っていますでしょうか。	事前協議は実施していませんので、協議先は未定です。
8	3	第1章第1節8(1)1 関連業務 国庫補助金申請図書作成等の支援	国庫補助金申請の時期についてご教示ください。	No. 4を参照してください。
9	3	第1章第1節8(1)1 関連業務	「その他関係法令に関する支援」とありますが、現時点で把握している申請・協議（農地転用許可等）はありますか。	現時点で把握しているものとして、道路法、河川法等に基づく申請、協議があります。
10	7	第3章第1節1(13) 入札公告に示す条件をすべて満たす技術者を当該工事に配置できること	全体工期が40ヶ月（2008/12/19～2012/03/15）の一般廃棄物処分場の施工に、現場代理人として11.5ヶ月（2011/04/01～2012/03/15）従事した者は、今回の監理技術者としての資格がありますか？ご教示下さい。	従事期間の制限は定めていませんので、資格があります。
11	15	第4章第4節2ウ 塩分の処分・リサイクル先の受け入れに関する証明書	証明書のあて先は、事業団でしょうか、提案者でしょうか。あるいは特に規定はありませんか。また成分が確定した濃縮塩はないため、受入証明書に代わる書類（関心表明など）でも可能でしょうか。	証明書の宛先は提案者とします。 なお、証明書は塩の再使用、再生利用又は処分の方法が確認でき、受け入れ者の意思を確認できる書類（見積書、関心表明書等）とします。

No.	頁	項目	質問	回答
12	22	第7章第1節5(1) 維持管理契約の締結	第三者と落札者の構成員が結成する共同企業体について、甲型または乙型の指定はございますでしょうか。	甲型とします。
13	23	第7章第1節5(2) 維持管理契約の締結	維持管理契約が更新されない場合も違約金の徴収対象となるのでしょうか。	受注者が維持管理契約を更新しない場合は、建設工事請負契約書(案)の維持管理に係る特約条項第1条第5項に基づき、違約金の徴収対象となります。
14	26	リスク分担表(全期間共通項目) 社会リスク-環境保全	環境基準や規制基準が改定となった場合、それへの対応に要する費用は、発注者が負担すると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。ただし、当該基準の変更について、予見することができなかったことを、受注者が発注者に示す必要があります。
15	26	リスク分担表(全期間共通項目) 「社会リスク-第三者賠償」	工事等の履行に伴い通常避けることのできない第三者損害など、発注者、受注者いずれにも帰責事由のないものについては建設工事請負契約書(案)第28条第2項のとおり発注者がリスク負担者になるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第28条第2項に示すとおり、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担となります。
16	26	リスク分担表(全期間共通項目) (社会リスク-第三者賠償)	不可抗力リスクの注記における「一定の金額・割合等までは受注者が負担」の一定の金額・割合の基準・決定方法をご教授ください。	工期中は、建設工事請負契約書(案)第29条のとおりです。維持管理期間中は、別途定める維持管理契約書によります。
17	26	リスク分担表(全期間共通項目) (社会リスク-第三者賠償)	注1に記載された受注者が負担する「一定の金額・割合等」とは、建設工事請負契約書(案)第29条の規定による割合との理解でよろしいでしょうか。	No. 16を参照してください。

3. 様式集への質問に対する回答

No.	頁	項目	質問	回答
18	1	様式集記載要領	「各様式の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること」と記載してありますが、記入したい様式（業態カード）のもともとのポイント数が9.0の場合でも、入力10.5ポイント以上の文字で記入するのでしょうか？ご指示下さい。	9.0ポイントで入力しても可とします。
19	14	様式第5号	誓約書の提出につきまして、申請する監理技術者が該当する場合は、代表者名にて提出するのでしょうか？それとも各構成員ごとに提出するのでしょうか？ご指示下さい。	代表構成員名で提出してください。
20	15	様式第6号 業態カード	業態カードには3社分しか記入するところがありませんが、行など追加して作成してもよろしいのでしょうか？ご指示下さい。	可とします。
21	15 17 26	様式第6号 建設工事共同企業 体協定書(写) 様式第10-2号	企業体名について、様式第6号の建設工事入札参加資格審査申請書及び建設工事共同企業体協定書(写)には「〇〇建設工事共同企業体」とありますが、様式第10-2号の工事費内訳書には「〇〇特定建設工事共同企業体」となっています。どちらを正と考えたらよろしいのでしょうか？ご指示下さい。	「〇〇特定建設工事共同企業体」とします。
22	19	様式第6号 建設工事共同企業 体協定書(写) 16 条 3	「第1項の規定により構成員のうち脱退者があるとき・・・」とありますが「第1項の規定により構成員のうち脱退者があるとき・・・」と修正してもよろしいのでしょうか？ご指示下さい。	「第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき・・・」に訂正します。
23	62	様式第21-1号	管理期間15年間の費用の欄に参考と記載されていますが、管理期間の維持管理費は評価対象とならないと考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	65	維持管理費算出要 領6	要求水準書参考資料（参考資料2）を提示ください。	「要求水準書参考資料（参考資料2）に示す」を「【様式第21-3号】に示す」に訂正します。

4. 要求水準書への質問に対する回答

No.	頁	項目	質問	回答
25	4	1.3.4(1)	関連業務の「必要な測量・地質調査等」に要する費用は、設計費内訳書に計上すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	5	1.4.2	本計画地は、都市計画区域外と記載がありますので、建築基準法51条都市計画決定の必要がないという認識ですがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	5	1.4.4	気象条件について、凍結深度をご教示ください。	定められていません。
28	6	1.5.2	受入対象物の寸法、重量、形状をご教示ください。 (種類別に曜日ごと、混載等、熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価書のP2-15に記載されている情報以外)	法令以外の独自の廃棄物の受入基準は現在定めていません。受注者の責により、適切に設定してください。
29	6	1.5.2	埋立容量、散水量を検討するため、各廃棄物の単位容量m ³ /tを提示して下さい。	以下の換算係数で計画しています。但し、受注者の責により、適宜設定してください。 汚泥 1.45t/m ³ シュレッダーダスト 1.00t/m ³ 燃え殻 1.20t/m ³ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1.80t/m ³ 廃石綿等 1.00t/m ³ 廃プラスチック 1.00t/m ³ 鋳さい 1.80t/m ³
30	6	1.5.2	廃石膏ボードの記載はありませんが、受入はないものと考えてよろしいでしょうか。もし廃石膏ボードの受入がある場合、その量と荷姿についてご教授ください。	廃石膏ボードは、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に含まれますが、その量は不明です。なお、梱包等はされていない荷姿を想定しています。
31	6	1.5.2	廃石綿等7.2%とありますが、「等」と記載されているのは、廃石綿と他の廃棄物が混合されているということでしょうか。また、これについて荷姿をご教授ください。	「廃石綿等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4に規定されているとおりです。
32	6	1.5.2	汚泥27%について無機・有機の比率はどの程度と想定すればよろしいでしょうか。	汚泥全体に占める有機性汚泥の割合は10%未満で計画しましたが、受注者の責により、適切に設定してください。
33	6	1.5.2	汚泥27.0%とありますが、有機汚泥と無機汚泥の割合を教えてください。	No. 32を参照してください。
34	6	1.5.2	今回受入対象廃棄物は、建築基準法や消防法による危険物や指定可燃物等に該当しない不燃物と考えてよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。
35	6	1.5.3	全ての廃棄物運搬車両は、ダンプ機能を有しており、荷降ろし作業についてはないものとの理解で相違ないでしょうか。	荷降ろし作業は必要ないと想定しています。
36	6 7	1.5.6(1) 1.5.6(5)	インフラ引込みに関して、電力会社及び通信事業者との協議を行ってもよろしいでしょうか。	技術提案書の作成に必要な確認は可とします。

No.	頁	項目	質問	回答
37	7	1.5.6(2)	生活用水の取水源を井戸、プラント用水の取水源が地下水ピットと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	7	1.5.6(2)	最終的な取水源の決定が工事実施後となりますが、取水源が変更となった場合の工事費の増減の扱いをご教示下さい。	プラント用水は地下水ピットからの取水を計画しています。 なお、取水量が不足する場合には、要求水準書 (P12) , 2.1.2(1)ウ (イ) に従い、受注者の責任で補足・完備してください。これに伴う工事費の増減はありません。
39	7	1.5.6(2)	生活用水の取水源の水質基準が水道法の基準に適合しない場合、浄化装置が必要となりますが、この基準に適合するか判断できません。地下ピットの取水源決定が工事実施後となるのと同様に、井戸掘削後に浄化装置の要否を決定するものと考えて宜しいでしょうか。また、浄化装置に要する費用は受注者の設計・工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	井戸水を生活用水に利用するために必要な設計・工事・設備等は工事範囲に含みます。なお、社会通念に照らし合わせて想定が出来ない水質が得られた場合には、協議によります。
40	7	1.5.6(4)	「し尿および雑排水は浄化槽で処理した後、内田川へ放流する」とありますが、これは雨水排水系に放流すると考えてよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。
41	7	1.5.6(4)	合併浄化槽の処理水は内田川へ放流となっていますが、放流水質をご教示下さい。また、放流に当たり、第三者の同意の必要があれば併せてご教示下さい。	放流水質は浄化槽法に基づきます。同意等の必要性は、関係機関との協議によります。
42	13	2.1.2(2)エ(カ)	「10%以上移動しないこと」とありますが、何に対して10%と考えればよろしいでしょうか。	熊本県環境影響評価条例第27条第2項及び熊本県環境影響評価条例施行令第40条第1項(別表第3)を確認してください。
43	16	2.1.5(1)ウ(ウ)	実施設の遮水層を破壊しての試験を想定されていますが、何箇所実施すればよいかご教授ください。	実施設の遮水層の破壊を前提としていません。性能確認試験要領書にて漏水検知システムの性能を確認できる方法を記載してください。 なお、最終的な実施内容は、契約後の協議で決定します。
44	16 29	2.1.5(2)イ(ウ) 2.3.2(2)ツ(イ)	散水設備の要件について、16頁では「散水能力100m ³ /日を上回る」と記載されているが、29頁では「計画散水量100m ³ /日～(中略)～を基本とする」との記述であり、表現に違いがあります。「基本とする」とは「概ね」と考えてよろしいでしょうか。それとも「以上」と考えるのでしょうか。	散水能力は、100m ³ /日以上とします。
45	25	2.2.2(1)	「執務に必要な事務機器等を用意すること。」とありますが、具体的な事務機器名をご教授ください。	机、いす、ホワイトボード、書箱、時計、湯沸器、ロッカー、応接セット、FAX、プリンター、冷蔵庫等を想定しています。最終的には契約後の協議で決定します。
46	26	2.2.3(1)	建設発生土が生じる場合には、工事場所内の保管を原則とするとされており、添付図面では、覆土用土の仮置場として6千m ³ 分が確保されていますが、数量計算書では、残土量約7.3万m ³ とされています。添付図面以外で、その他仮置場等がありましたら提示して下さい。	残土の仮置き場は、事業区域に隣接した土地(2km以内)を予定しています。

No.	頁	項目	質問	回答
47	27	2.3.1(3)ウ	本工事にて発生する掘削土は、埋立地造成用の盛土材、廃棄物の覆土材等に活用することとありますが、現在の貯留水の排水後の堆積土の処理はどのようにお考えでしょうか。安定処理等を行うのでしょうか。又発注者との協議となるのでしょうか。	今回工事の対象である建設発生土として適切に処理してください。
48	27	2.3.1(3)オ	埋立地内の底盤部も安定処理を施してよろしいでしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に提案を可とします。
49	28	2.3.1(3)ケ(イ)	「植生工に用いる種子は、極力現地で採取した種子を使用すること。」とありますが、具体的な現地の種子名がございましたら、ご教授ください。	熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価書（資料編 資-118～資-126）等を参考にしてください。
50	28	2.3.2	本施設における、覆蓋施設の建築基準法上の主要用途をご教授ください。	建築基準法上の主要用途は08990（その他）と考えていますが、実際には関係機関との協議によります。
51	28～29	2.3.2	建築基準法27条の特殊建築物とならず、建物主要用途は、建築物用途区分コード08990産業廃棄物最終処分場と考えてよろしいでしょうか。相違する場合建築物用途区分コードと用途ご指示お願いいたします。また、消防法上の用途として、消防法施行令別表第一の15項に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと考えていますが、実際には関係機関との協議によります。
52	28～29	2.3.2	耐火種別は、その他（耐火・準耐火建築物に該当しない建物）とし、建築基準法26条防火壁は、ただし書き1項2号イまたはロ適用により防火壁は、不要と考えますがよろしいでしょうか。また、耐火種別を任意の準耐火建築物とした場合、建築基準法施行令112条防火区画は、ただし書き1項1号適用により防火区画は、免除されるものと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと考えていますが、実際には関係機関との協議によります。
53	28～29	2.3.2	覆蓋施設内は、廃棄物搬入時に敷均し作業をしますが、作業は廃棄物搬入時に限定されるため、建築基準法第2条1項4号の「継続的に使用する室」に該当せず、非居室と判断しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと考えていますが、実際には関係機関との協議によります。
54	28	2.3.2	覆蓋施設は、建築基準法に基づく建築確認申請と考えますが、構造性能評価を受審する必要がありますでしょうか。	建築基準法に基づく必要な手続きをすることとします。
55	28	2.3.2(2)イ	覆蓋施設の構造計算における条件値、基準風速46m/sは、一次設計用（短期許容設計）の外力でしょうか、若しくは終局設計（保有水平耐力計算）に対する要求事項と考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて適切に設定してください。
56	28	2.3.2(2)カ	埋立地内内周（建物外壁内側際）点検歩廊W1.5m以上とあります。参考図面2では建物柱部分で1.5m取れていませんが、外壁内面～手摺内面の有効寸法1.5m確保と考えてよろしいでしょうか。	点検歩廊の有効幅員は1.5m以上とします。

No.	頁	項目	質問	回答
57	29	2.3.2(2)キ	覆蓋施設は、埋立終了後も残置する計画とすること、とありますが、使用するのであれば、想定される具体的な用途をご教示下さい。また、その用途として使用するために必要な工事は、本工事に含める必要があるかご教示下さい。	具体的な用途は決まっています。また、処分場以外の用途として使用する場合は必要な工事は、本工事には含みません。
58	29	2.3.2(2)ソ	脱臭装置を併せ持つ換気設備(2台程度)、とありますが、臭気が発生した部分を局所的に脱臭する装置を想定したものと考えて宜しいでしょうか。	臭気が発生した場合に、施設外への拡散を防止するためのものであり、この目的が達成されれば臭気捕集の方法は問いません。
59	29	2.3.2(2)ソ	臭気の拡散を防止するために、脱臭装置を併せ持つ換気設備(2台程度)を設けることとありますが、脱臭装置は異常な臭気が発生した時のみとし、常用はしないと考えるよろしいでしょうか。また脱臭装置の対象風量をご教授ください。	要求水準書のとおり、異常な臭気が発生した時ではなく、臭気が発生した場合に使用します。脱臭装置の対象風量はNo.58を参照してください。
60	29	2.3.2(2)ツ	中間覆土及び最終覆土の施工時を考慮した散水方法とすること、とありますがどのような点を考慮したらよろしいでしょうか。	早期安定化が図れるよう考慮してください。
61	30	2.3.3(2)	保護土の材料について、遮水シート保護として、発生土ではなく一部購入砂や碎石等の利用は可能でしょうか。	保護材としての機能を満足することを前提に、一部購入砂や碎石等の利用は可とします。
62	34	2.3.5(3)(イ)	比流量0.0325m ³ /s/haは、河川管理者との協議により設定された数値と考えるよろしいでしょうか。	開発許可申請に伴う防災調整池設置基準(案)(熊本県土木部河川課)に基づき算出した数値ですが、防災調整池の詳細設計の際、再度河川管理者と協議を行い比流量を決定します。
63	35	2.3.6(1)ウ	『本施設廃止後の集水した地下水は、内田川へ自然流下させる。』とありますが、埋立期間中は内田川への放流は出来ないのでしょうか。	埋立期間中の地下水は、常時水質を確認しプラント用水(散水用等)に利用することとしますが、余剰分は内田川への放流を可とします。
64	37～42	2.4	建築基準法27条の特殊建築物とならず、建物主要用途は、建築物用途区分コード08990浸出水処理施設でよろしいでしょうか。	No.51を参照してください。
65	38	2.4.1(2)ウ	汚泥の運搬車輛等、施設内で使用する重機の費用負担についての考え方を教示ください。	維持管理業務に含みます。
66	38	2.4.2(1)	浸出水調整槽設備容量について、600 m ³ は300 m ³ /槽×2槽で指定でしょうか(合計容量は遵守し、分割数を増加することは可能でしょうか)。	浸出水の水量・水質の均一化を確保し、維持管理作業に配慮した分割数としてください。
67	40～41	2.4.4(1)	ア各種機器～建屋内に設置し、・・・エ電気室には・・・とありますが、受変電設備、発電機設備は屋外に設置してもよろしいでしょうか。	建屋内とします。
68	41	2.4.4(1)エ	電気室には、コントロールセンターを配置するとありますが、コントロールセンターではなく、動力制御盤で代替してもよろしいでしょうか。	代替できません。

No.	頁	項目	質問	回答
69	41	2.4.4(1)エ	電気室にはコントロールセンター、補助継電器盤等を配置し、と記載がありますが、コントロールセンター方式をご指定されていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
70	41 42	2.4.4(1)オ 2.5.1(2)	浸出水処理施設と管理棟にある分析室、事務室、更衣室、休憩室、湯沸室、浴室、書庫、倉庫、計量室について、貴事業団職員が使用するスペースでしょうか、それとも運営事業者が使用するスペースでしょうか。貴事業団職員の常駐人数をご教示ください。また、分析室に設置する分析機器の所掌範囲（設置、管理、仕様）についての考え方を教示ください。	浸出水処理施設は主に維持管理事業者（運営事業者）、管理棟は主に事業団職員が使用する計画です。事業団職員の常駐人数は現時点で確定していませんので、要求水準書添付図面の図面番号44（管理棟平面図）を参照してください。分析機器、本工事の所掌外です。ただし、維持管理で必要となるドラフトチャンバー等機器の設置に必要な設備は、本工事の所掌内です。
71	41	2.4.4(1)サ	水槽有効容量は、必要容量に対して最大1.2倍程度を原則とする、とありますが、①最大でも1.2倍以下に抑える（できるだけ1.0倍にする）、②1.2倍程度を確保する、のどちらでしょうか。②の場合、調整槽も対象となりますでしょうか。	後者②のとおりです。なお、調整槽は対象外です。
72	42～ 44	2.5.1	環境学習機能を持つ管理棟は、建築基準法27条の特殊建築物とならず、建物主要用途は、建築物用途区分コード08990管理施設でよろしいでしょうか。相違する場合建築物用途区分コードと用途の提示をお願いいたします。	建築物用途区分コード08470事務所と考えますが、実際には関係機関との協議によります。
73	43	2.5.1(3)	管理棟諸室における什器、OA機器、備品等、および公演ホール、学習室における映像装置、パソコン等OA機器、備品等の管理所掌についての考え方を教示ください。	管理所掌は発注者とします。
74	43	2.5.1(3)	技術的要件に記載のある、家具、備品類以外のものは、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本工事の所掌外です。ただし、技術提案書によるものは本工事の所掌内です。
75	44	2.5.1(3)ナ(ウ) (要求水準書添付 図面図面番号1)	駐車場について、必要台数は参考図面「全体配置平面図」中に記載の 来客用大型バス2台、 来客用乗用車4+5+8=17台 職員用乗用車5+7=12台 と考えてよろしいでしょうか。	参考図面に示された台数を最低限とし、必要に応じて適切に設定してください。
76	44	2.5.1(3)ニ	燃料タンクの必要容量をご教授ください。	適切に設定してください。
77	48	2.6.4(3)	入札前に所轄消防署との打合せは可能でしょうか。	入札参加者の判断に委ねます。
78	48	2.6.4(3)	管理棟の防火対象物としての項（消防法施行令別表第1の建物用途）が既にご決定であればご教授ください。	決定していません。
79	49	2.6.6(2)	太陽光発電設備の標準構造図等が示されている「添付図面」を提示ください。	P49 2.6.6(2)の「標準構造図等については、添付図面を基本とする。」は削除します。

No.	頁	項目	質問	回答
80	49	2.6.7(2)	残置森林及び造成森林面積16,900m ² 以上は、西側ため池等の現に森林でない範囲も民有林と見なして算出されていますが、森林ではない範囲を見込んでいることについて考え方をご教示下さい。	既存森林区域は、地域森林計画関係図に記載されている区域を示しています。
81	52	第3章受注者による維持管理に関する条件	これまでの地元説明等での特に留意すべき取り決め事項、等があればご教示ください。	長期にわたり安全性を確保できる施設とするとともに、地域に貢献できる施設として、県産材、地元企業の活用に努めることとしています。
82	52	3.2.3	維持管理業務について、搬入管理業務および事業運営に関わる業務（事業計画、地域対策、来場者対応、啓蒙活動など）は発注者の所掌との理解で相違ないでしょうか。 （教育施設の教育員派遣など、提案書によるものはこちらか？）	お見込みのとおりです。ただし、技術提案書によるものは維持管理業務に含むものとします。

5. 要求水準書添付図面への質問に対する回答

No.	項目	質問	回答
83	図面番号1	残土仮置数量は73997m ³ （35032+38965、数量計算書）ですが、図面には6000m ³ の仮置き場しか明示されていません。残り（67997m ³ ）の残土の仮置き場所をご教授ください。	No. 46を参照してください。
84	図面番号1～4	添付図面では覆蓋施設内埋立エリアの床面に重なりが無い状況ですが、このような場合、建築基準法及び消防法において地下無・地上1階建ての建物と判断しますがよろしいでしょうか。上記に絡んで必要な消防用設備等について、管轄消防署と協議されている事項があればご教示下さい。また、消防署と協議を行ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと考えていますが、実際には関係機関との協議によります。また、消防署との協議は入札参加者の判断に委ねます。

6. 閲覧設計書への質問に対する回答

No.	項目	質問	回答
85	第405号代価表 濁水処理設備運転	濁水処理装置損料 処理能力100m ³ /日とありますが、100m ³ /hではないでしょうか、ご教示下さい。	運転は100m ³ /hで計上しています。
86	第45号代価表 集水ピット工	同代価表4行目「仮設工 集水ピット」が、数量計算書5.2「集水ピット」の内容に該当しない場合、下位代価表に準じる資料をご提示願います。	数量計算書5.2「集水ピット」の内容は、代価表第45号に含まれています。
87	第300号代価表	遮水シートの数量ロスは、単価に含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7. その他の質問に対する回答

No.	項目	質問	回答
88	数量計算書 5.2集水ピット	螺旋階段及び地下水ポンプは、第45号代 価表に計上されていますが、コンクリート他の 躯体工事に該当するものは、同代価表の 「仮設工 集水ピット」に計上するものと 考えて宜しいでしょうか。	No. 86を参照してください。
89	委任状について	熊本県に提出した指名願いにおいて本店 (東京)から九州支店(福岡)への委任状を 提出しておりますが、今回の申請にあたり、 改めて本店から九州支店への委任状 を提出する必要がありますでしょうか？ ご指示下さい。	必要ありません。